

令和5年7月6日

市民の皆様

富津市 交通災害共済取扱主任  
(公印省略)**令和5年度 交通災害共済制度の加入に関するご案内  
～加入者募集(継続にも手続きが必要です)～**

「交通災害共済」は千葉県市町村総合事務組合が実施している交通災害に対する共済制度です。交通事故によって傷害を負ったときなどに見舞金を受け取ることができる制度で、随時加入者を募集しています。

共済期間は毎年9月1日から翌年8月31日までで、令和5年8月31日以前にすでに、加入申込をしている場合でも、共済期間の満了によって再度加入の手続きが必要となりますのでご案内いたします。(途中加入している場合でも期間の満了は一律で8月31日となりますので、手続きが必要となります。)

つきましては「交通災害共済」に関するパンフレットと加入申込書を配布いたしますので、各世帯1部ずつお取りください。

富津市での受付等は下記のとおりとなります。未加入の方につきましても、是非この機会に制度の活用についてご検討をいただければと存じます。

## 記

**1 受付窓口**

富津市役所 本庁舎 1階 市民課窓口 (富津市下飯野 2443番地) Tel 0439-80-1252  
天羽行政センター 窓口 (富津市湊 765番地 1) Tel 0439-67-0514

※ 受付時間は土日祝日を除く、平日の8:30から17:15までです。

上記以外の場所では受付ができません。本庁での受付窓口が昨年から変更(防災安全課から市民課に変更)となっていますのでご注意ください。また、市民課では本庁舎で日曜開庁を開設しておりますが、日曜日は共済加入申込手続の受付ができませんので併せてご注意ください。

**2 富津市の受付窓口で加入手続きができる方**

- ① 富津市に住民登録をされている方
- ② ①の住民に扶養されている方で、富津市以外に住んでいる方

※ 二重加入はできません。市内の小・中学生及び各保育所・幼稚園の園児はすでに学校等を通じて加入している場合がございますので、申込みの前にご確認をお願いいたします。

**3 加入申込手続**

今回配布している加入申込書に必要事項を記入していただき、受付窓口へ提出してください。提出と併せて申込内容に応じた会費をお支払いいただくこととなります。

※ 加入申込書は受付窓口にも備え付けています。記載箇所や必要会費などがわからない場合は窓口でもご案内いたします。(その他に添付書類などはありません。また押印も不要でお手続きいただけます。)

本共済は自転車損害賠償保険とは異なります。加入の前に制度の詳細について今回お配りしているパンフレットでもご確認ください。

[問い合わせ] 富津市役所 市民部 市民課 Tel 0439-80-1252